

(案)

答

申

～（新）かすがい男女共同参画プラン策定に向けて～

平成23年 月

春日井市男女共同参画審議会

目 次

第1 答申の背景	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プラン策定の背景	1
3 国の第3次男女共同参画基本計画のポイント	4
4 プランの性格	5
5 プランの期間	5
6 プラン策定に向けた答申作成体制	6
第2 プランのめざす方向	7
1 基本目標・基本理念	7
2 プランの全体像	8
3 施策の体系	9
第3 目標別課題の方針	11
目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	11
目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり	22
目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくり	29
目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり	39
目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり	43
第4 プランの推進	46
1 プランの推進体制	46
2 条例の周知・普及	46
3 プランの進行管理	46
4 推進のための数値目標	47
参考資料	48
1 春日井市男女共同参画審議会委員名簿	49
2 諮問	50
3 答申までの経緯	51
4 春日井市男女共同参画審議会規則	52

第1 答申の背景

1 プラン策定の趣旨

本市では、1987年（昭和62年）に策定した「かすがい女性計画」（第1次）から、2008年（平成20年）の「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」の策定まで、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に実施してきました。

しかしながら、本市において平成22年度に実施した意識調査の結果からは、男女の意識やしきたり・慣習などにおける固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、育児休業、子育て支援策など女性の就労環境の整備、そして近年問題化しているドメスティック・バイオレンスなど、まだまだ取り組むべき課題が多く存在しているといえます。

このため、本市では、本市の現状や国や県の動向を踏まえ、男女が互いの人権を尊重し、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会に一層近づけていくために、「新かすがい男女共同参画プラン（仮）」を策定します。

2 プラン策定の背景

（1）世界の動き

国連は、1975（昭和 50）年を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第1回の世界女性会議がメキシコで開催され、「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年に続く 1976（昭和 51）年から 1985（昭和 60）年までを「国連婦人の 10 年」と定めて、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

1979（昭和 54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、1985（昭和 60）年には、「国連婦人の 10 年最終年世界会議」がナイロビで開催され、10 年間の評価と残された課題を検討し、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択され、女性の地位向上のためには、「国連婦人の 10 年」のテーマ「平等・開発・平和」の継続と具体的戦略が必要であることが示されました。

1995（平成 7）年には北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領では、12の重大問題領域について各国政府などの具体的取り組み指針を示しました。

2000（平成 12）年にはニューヨークにおいて「女性 2000 年会議」が開催され、この会議では「成果文書」と「政治宣言」が採択され「北京行動綱領」の実施促進が確認されました。

2005（平成 17）年の「第 49 回国連婦人の地位委員会」（北京＋10）では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言がされました。

2010（平成 22）年 3 月には、「第 54 回国連婦人の地位委員会」（「北京＋15」記念会合）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況の再確認がされました。また、同年 9 月、東京での「第 15 回 APEC 女性リーダーズネットワーク（WLN）会合」において、「APEC 首脳及び閣僚への提言」が採択され、組織における女性のキャリア構築など 3 点を柱とする政策提言を要請しました。

2011（平成 23）年 2 月 22 日から 3 月 4 日まで、国連本部で「第 55 回国連婦人の地位委員会」が開催され、女性に関する 4 つの国際機関を統合し本年 1 月に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称「UN Women」）の発足記念式典が行われました。

（2）国の動き

国においては、1999（平成 11）年 6 月に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これに基づき、2000（平成 12）年 12 月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、11 の重点目標が掲げられ、男女共同参画社会の実現に向けて 2010 年までに取り組むべき施策の方向性と、2005 年までに実施すべき具体的な施策が示されました。

2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が施行され、2004（平成 16）年には、一部改正されるとともに、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定されました。

2005（平成 17）年 12 月には、第 1 次基本計画期間中の取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が策定されました。さらに 2007（平成 19）年には「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

国は第 3 次男女共同参画基本計画を策定する上で、以下のように男女共同参画基本法施行後の 10 年を総括しています。

○男女共同参画基本計画に関する評価としては、固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であった。

○男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。

○男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。

○男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらなかった場合があった。

こうした課題を踏まえ、2010（平成 22）年には新たな第 3 次男女共同参画基本計画を策定し、15 の重点分野を掲げるなど、施策の具体的な方向と効果目標を示しています。

（３）愛知県の動き

愛知県では、1989（平成元）年に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996（平成 8）年には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997（平成 9）年には同プランを改定した「あいち男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001（平成 13）年に「あいち男女共同参画プラン 21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002（平成 14）年には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006（平成 18）年 10 月には、国の第 2 次男女共同参画基本計画を受けて、「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011（平成 23）年 3 月には、国の第 3 次男女共同参画基本計画に合わせて、「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」が策定されました。

（４）春日井市の取り組み

本市では、1987（昭和 62）年に「かすがい女性計画」（第 1 次）を策定し、長期的な視野で女性の地位向上のための目標や課題などを設定しました。1991（平成 3）年には青少年及び女性に学習と憩いの場を提供し活動拠点として利用できる「青少年女性センター（レディヤンかすがい）」を開設しました。

また、1992（平成 4）年の「かすがい女性プラン 21」（第 2 次）の策定に続き、1996（平成 8）年には北京会議の成果を踏まえて「かすがい女性プラン 21」（第 3 次）を策定しました。第 3 次計画においては参画をキーワードとした、さまざまな分野の女性問題を解決するために、女性の視点に立った取り組みが展開されてきました。

2002（平成 14）年には、市民一人ひとりが、個性豊かにかがやき、自主的、主体的に行動し、のびやかに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、「かすがい男女共同参画プラン」を策定、2003（平成 15）年には、春日井市男女共同参画推進条例が制定され、さらに、2008（平成 20）年には「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」を策定するなど、長期にわたり男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や環境整備などの各種施策を積極的に推進してきました。

この間、2007（平成 19）年から、配偶者等からの暴力被害者を対象にした「DV 相談」を開設し、専門相談員を配置するとともに、2009（平成 21）年に「春日井市 DV 対策基本計画」を策定し、DV の防止と被害者支援の取り組みを積極的、計画的に推進してきました。

本市で進めてきた男女共同参画プラン及び DV 対策基本計画に関わる事業については、毎年度実施状況を点検して、事業の改善や充実に努めてきました。

3 国の第3次男女共同参画基本計画のポイント

1 女性の活躍による社会の活性化

- ◆ 経済低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。
- ◆ 女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築にとって不可欠である。

2 男性にとっての男女共同参画

- ◆ 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠である。
- ◆ 長時間労働の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的なアプローチが必要である。

3 子どもにとっての男女共同参画

- ◆ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点である。
- ◆ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の子どもや、性暴力の被害を受けている女児など支援が必要な子どもも増えており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。

4 様々な困難を抱える人々への対応

- ◆ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困や生活上の困難に陥りやすい。特に高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで更に複合的な困難を抱えている場合が少なくない。
- ◆ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難を抱える人々が直面する問題の解決に不可欠である。

5 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◆ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。
- ◆ 暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取り組みを総合的に推進することが必要である。

6 地域における身近な男女共同参画の推進

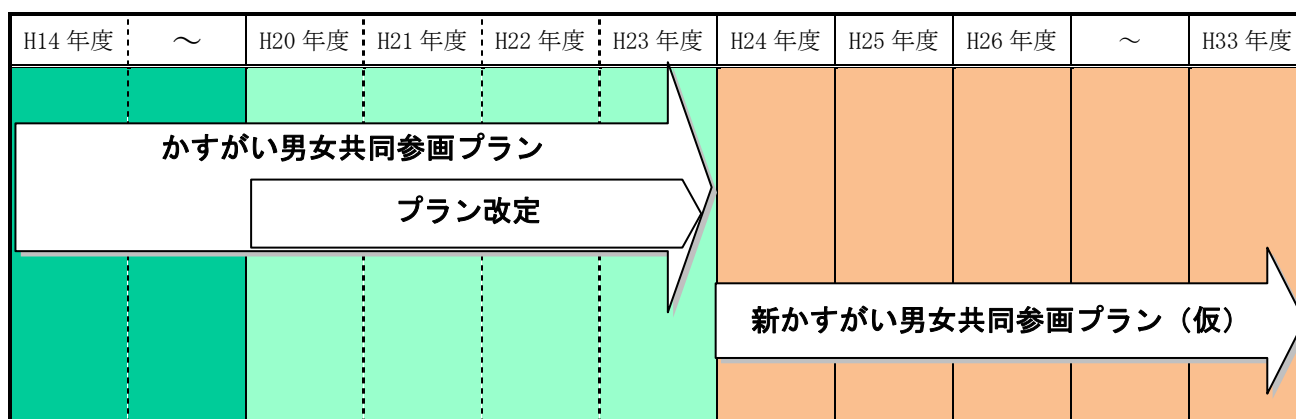
- ◆ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、地域における意思決定システムへの女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動などへ多様な者が参画することが必要である。
- ◆ 地域において男女共同参画を推進することが、様々な活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

4 プランの性格

- 本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられており、今後の本市が推進する男女共同参画社会の形成を促進するための基本となるプランです。
- 春日井市男女共同参画審議会の提言や市民意識調査の結果を反映しています。
- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募（パブリックコメント）を実施します。（平成 23 年 月）
- 本プランは「第五次春日井市総合計画（新長期ビジョン）」（2008 年～2017 年）に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。
- 本プランは、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

5 プランの期間

本プランの期間は、2012（平成 24）年度から 2021（平成 33）年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間中において、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うものとします。



6 プラン策定に向けた答申作成体制

(1) 春日井市男女共同参画審議会での審議

本プラン策定に向けた答申作成にあたっては、幅広い関係者の参画による地域の特性に応じた事業が展開できるよう、学識経験者、地域団体などの代表者、公募市民の参加を得た春日井市男女共同参画審議会において審議を重ねてきました。

(2) アンケート調査の実施

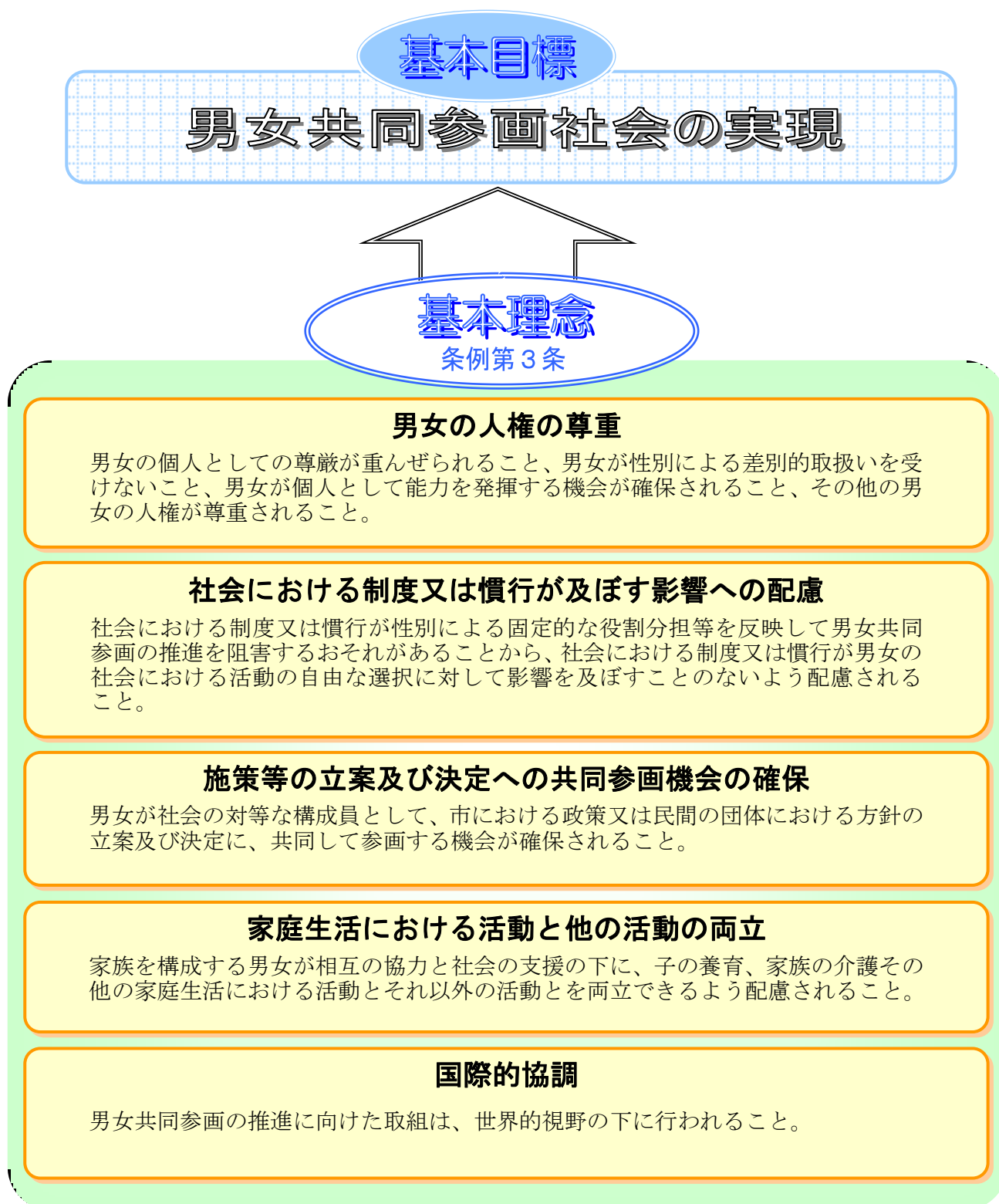
このプランの策定に先立ち、男女共同参画に関する市民の意識を明らかにし、プラン策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

	一般市民	高校生	中学生
調査対象	市内在住の 20 歳以上の男女	市内の高校 2 年生の男女	市内の中学 2 年生の男女
対象者数	2,000	1,000	1,023
抽出方法	住民基本台帳登録者から性・年齢階層別の人口割合に応じた無作為抽出	市内高等学校2年生のクラスを抽出	市内中学校2年生のクラスを抽出
調査方法	郵送による配布・回収	学校にて配布・回収	学校にて配布・回収
回収数	1,043	964	966
回収率	52.2%	96.4%	94.4%

第2 プランのめざす方向

1 基本目標・基本理念

プランの基本目標は、前回プランの「男女共同参画社会の実現のために」から一歩進めて「男女共同参画社会の実現」とし、基本理念は条例第3条に基づき次の5つとします。



プランの全体像

市民と共に目指すべき基本目標に向かって、基本理念に基づき段階的、総合的に進めていくことが必要です。



2 施策の体系



第3 目標別課題の方針

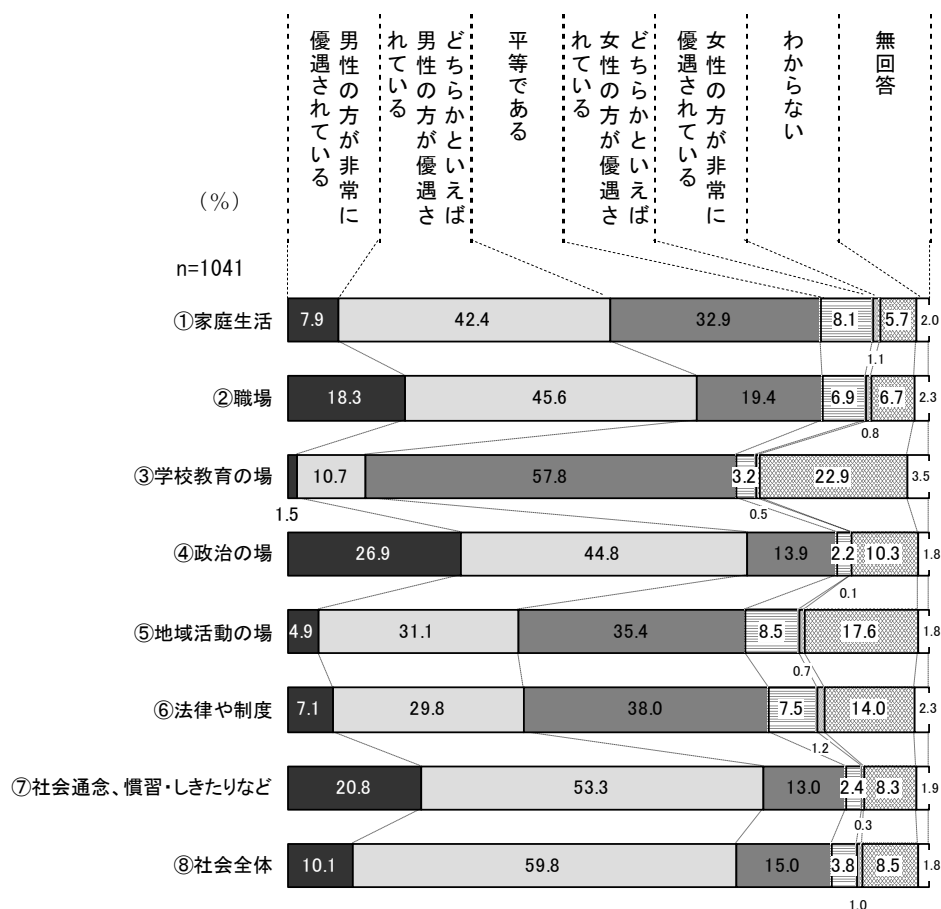
目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、本質的に重要であると考えられるのが、市民の意識づくりです。この目標については、これまでも重要性が認められ様々な施策が展開されてきました。既成の社会通念の見直しや新しい世代の育成のために、今後も継続的な働きかけが必要になるといえます。

この目標における課題1は、「男女共同参画に関する意識の普及と定着」です。

市民意識調査の結果によると、学校教育の場や地域活動の場、法律や制度においては、平等であるという意識が広がっているようですが、社会通念や政治の場、職場などでは男性優遇であると感じる割合が大きくなっています（図表1）。

一般市民男女の各分野における地位に関する意識（図表1）

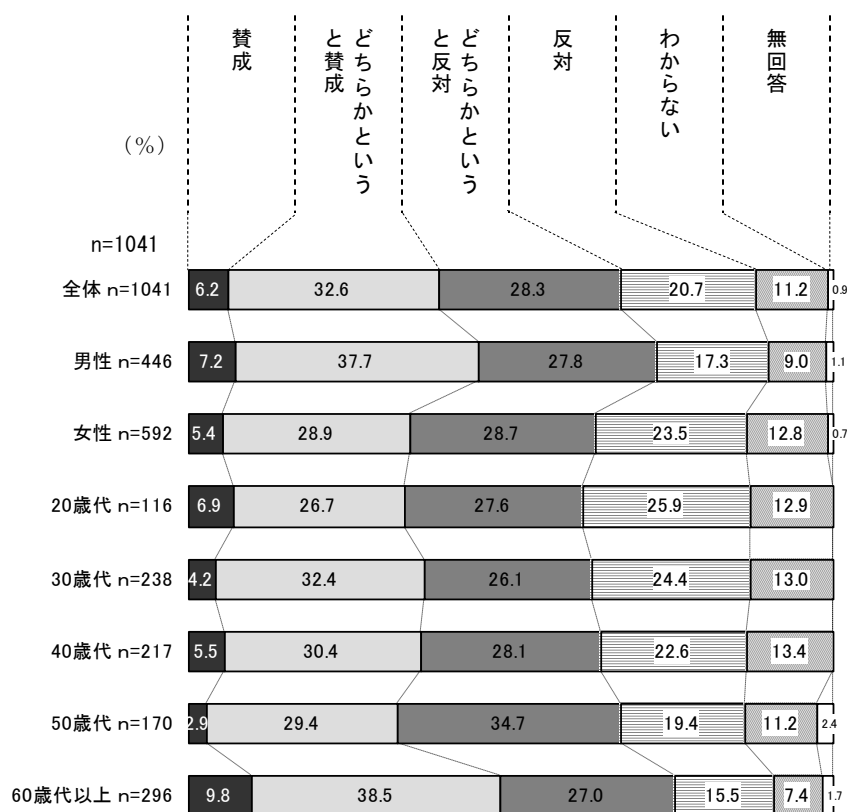


※ “男性優遇” = 「男性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば男性の方が優遇されている」

“女性優遇” = 「女性の方が非常に優遇されている」 + 「どちらかといえば女性の方が優遇されている」

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、男性で概ね賛成 44.9%に対して概ね反対 45.1%と拮抗していますが、女性で概ね賛成 34.3%に対して概ね反対 52.2%と大きな差があり、男女間で意識の違いが見られます。年齢別では、60 歳代以上で、概ね賛成 48.3%、概ね反対 42.5%（図表 2）となっています。

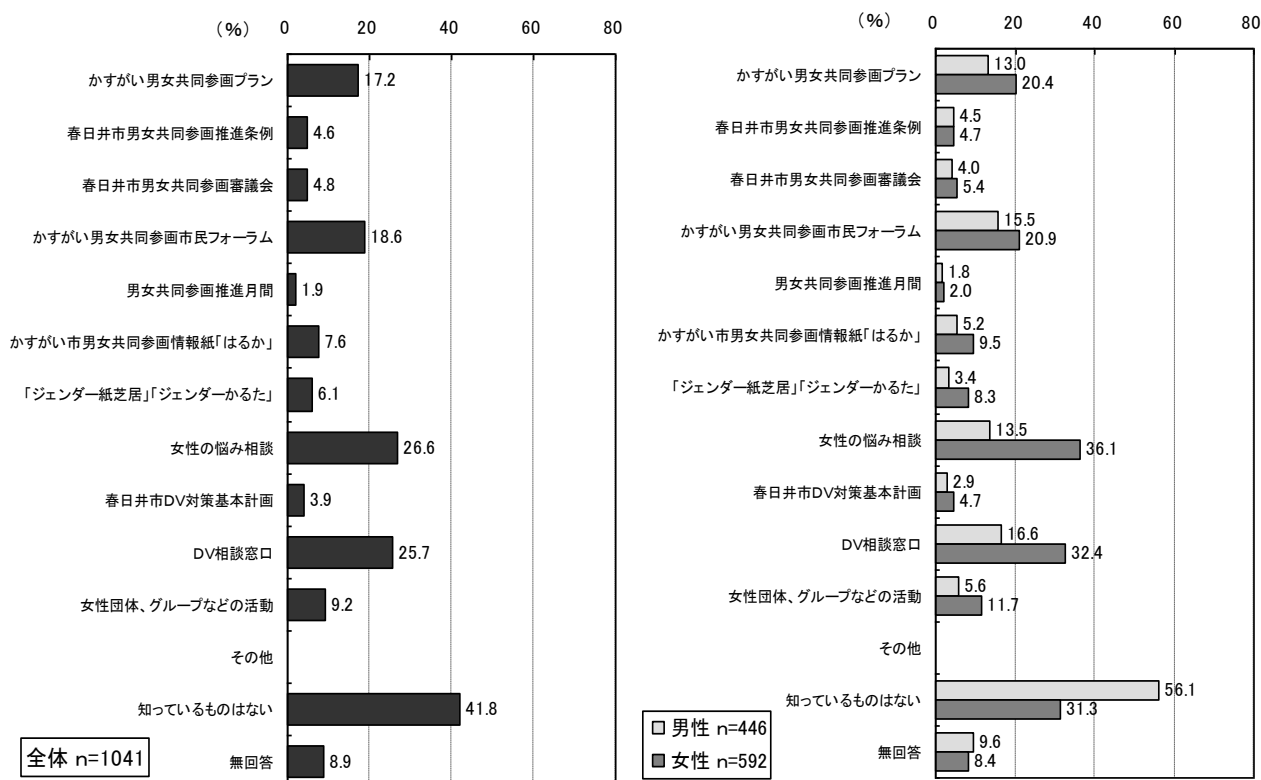
性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）（図表 2）



女性や若者において旧来の性別役割分担に対する反対意識が高い割合で見受けられる一方、男性や高齢者では賛成・反対の割合が同程度にとどまっています。このため、今後も男女共同参画に関する意識の改善に取り組むとともに、「学校教育・地域活動・法律制度」と「職場・政治の場・社会通念」との間や、男女間・世代間における意識の差にどのように対処していくべきか、より有効な手立てを模索する必要があります。

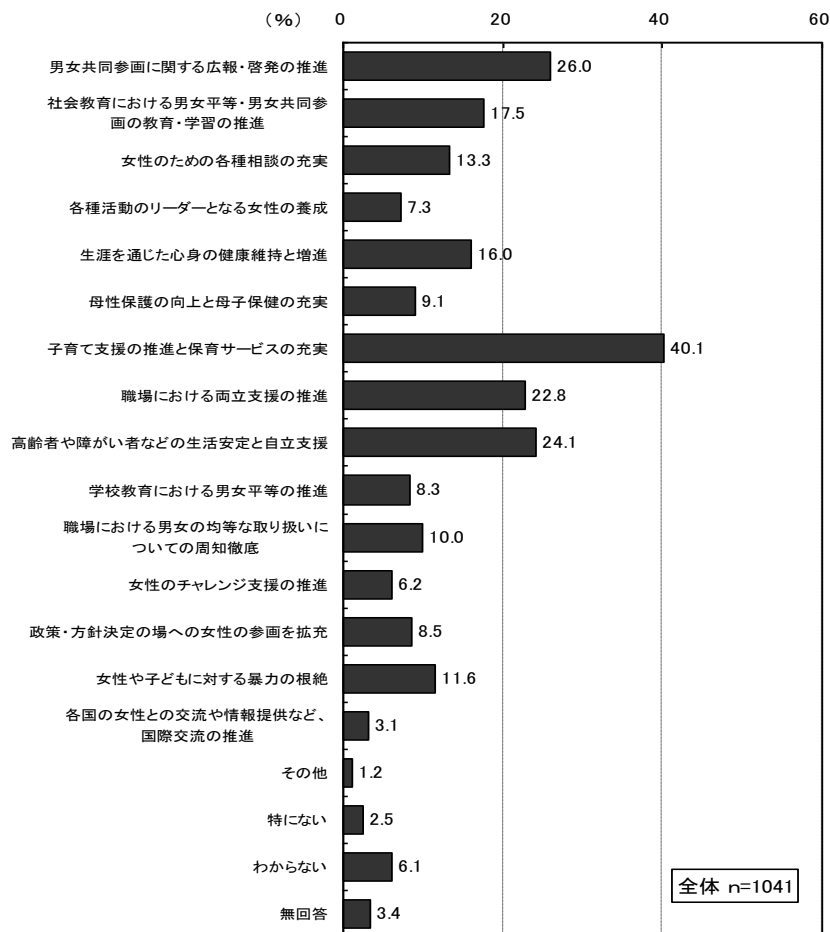
男女共同参画社会の実現に向けて行われている市の取り組み（かすがい男女共同参画プラン、かすがい男女共同参画市民フォーラム、かすがい市男女共同参画情報紙「はるか」等）の認知度は、必ずしも高くありません。「知っているものはない」と答えた市民は 41.8% でした（図表 3）。この内訳は、男性 56.1% に対して女性 31.3% であり、とくに男性に対して市の施策が浸透していないことがわかります。

市の男女共同参画社会実現に向けた取組の認知度（図表 3）



市民は、市の広報・啓発活動や、社会教育における男女平等・男女共同参画の教育・学習の推進に対して期待しています（図表4）。

男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべき施策（図表4）

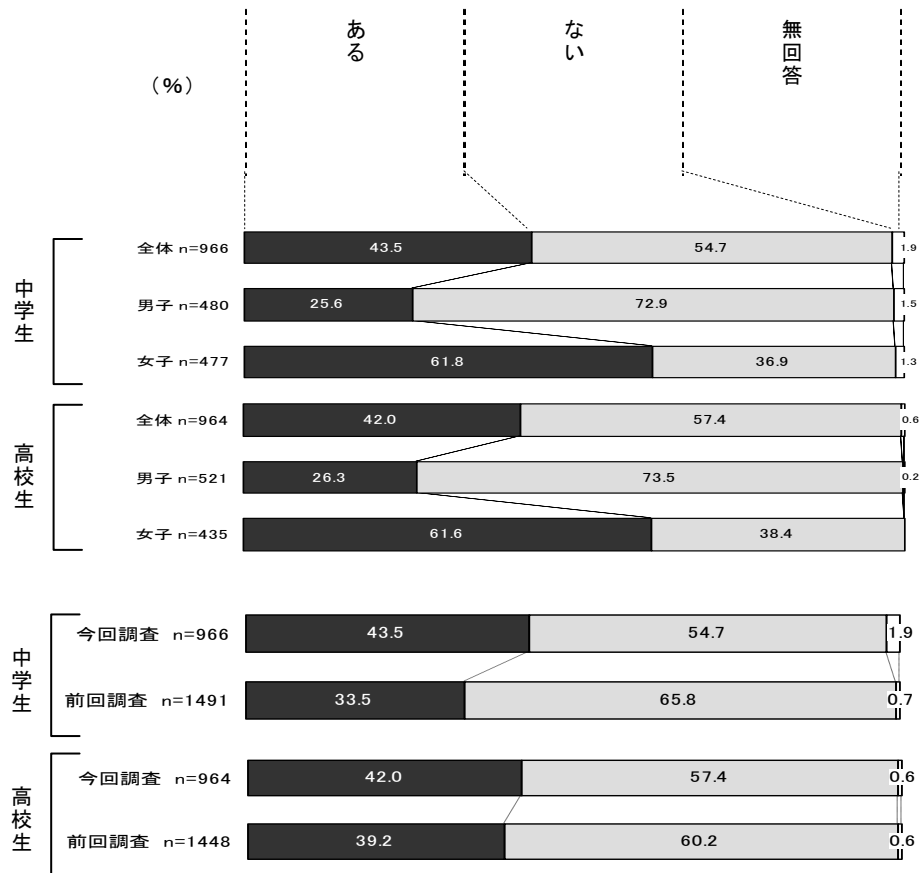


取り組みの認知度を向上させる工夫とともに、町内会を活用するなどの方法で浸透力の高い新たな取り組みの内容・方法を開発する努力も求められます。

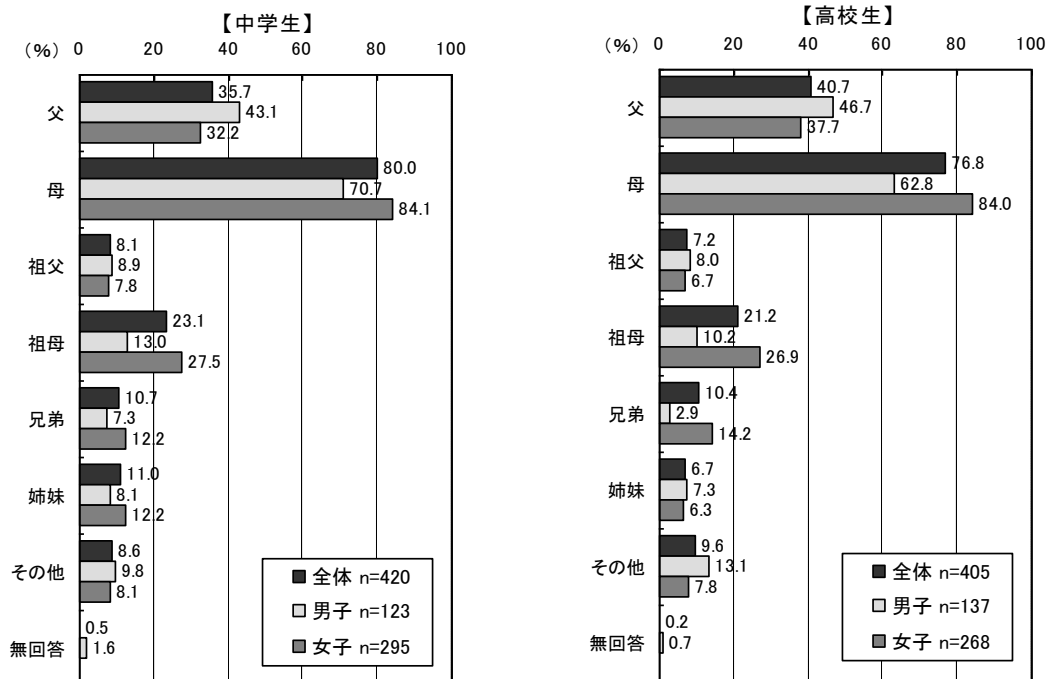
課題2は、「男女平等の視点に立った教育・学習の推進」が挙げられます。

調査の結果を見ると、家族やまわりの人から「男らしくしなさい」「女らしくしなさい」と言われたことのある中高生が、とくに女子では約62%と依然として高い割合で存在しており、その割合はむしろ前回調査からは増えています（図表5）。それは多くの場合、母親から言われることが多いことがわかります（図表5-1）。

中高生男女の「男らしく」「女らしく」しなさいと言われた経験 (図表5)

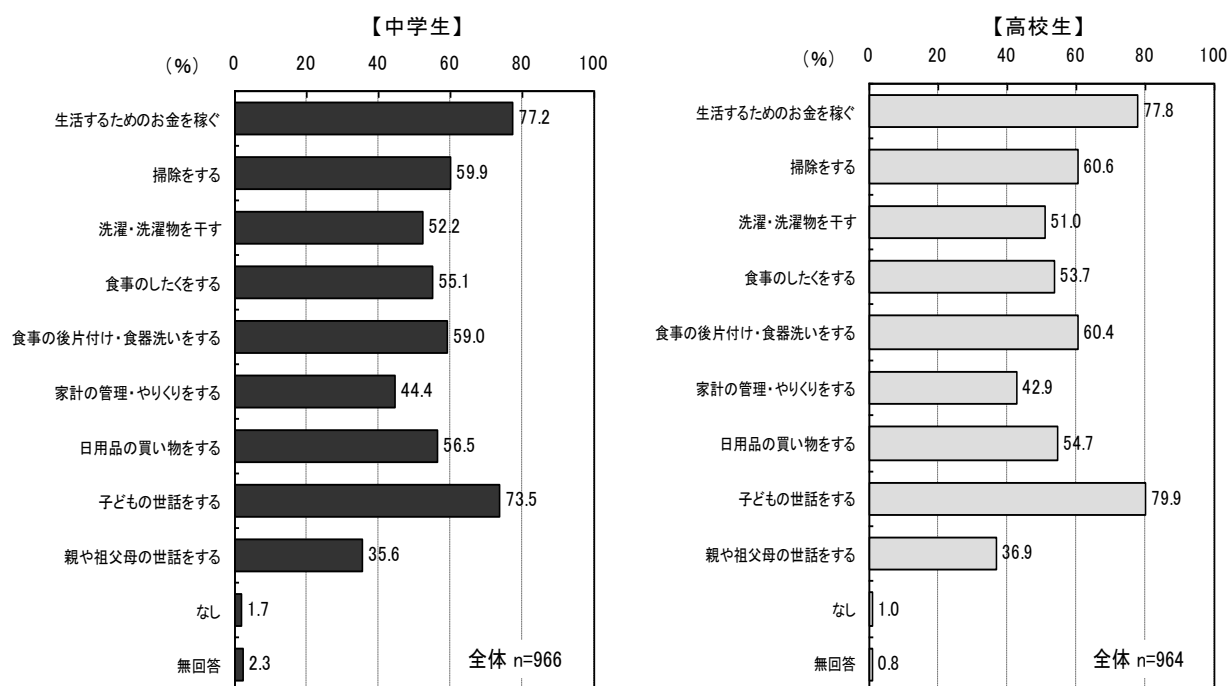


【誰に言われたか】 (図表5-1)



また、家庭における家事の分担を積極的に引き受けようと思う中高生の割合は全体としては多くなっていますが、その内容における男女間の差は大きいことがわかります。しかし、高校生になると家事を分担しようとする男子の割合が増加しており、このような家庭の役割を担う意思を支え、育てていくことの必要性が感じられます（図表 6、6-1）。

中高生男女の将来家庭をもった場合の役割の考え方（図表 6）

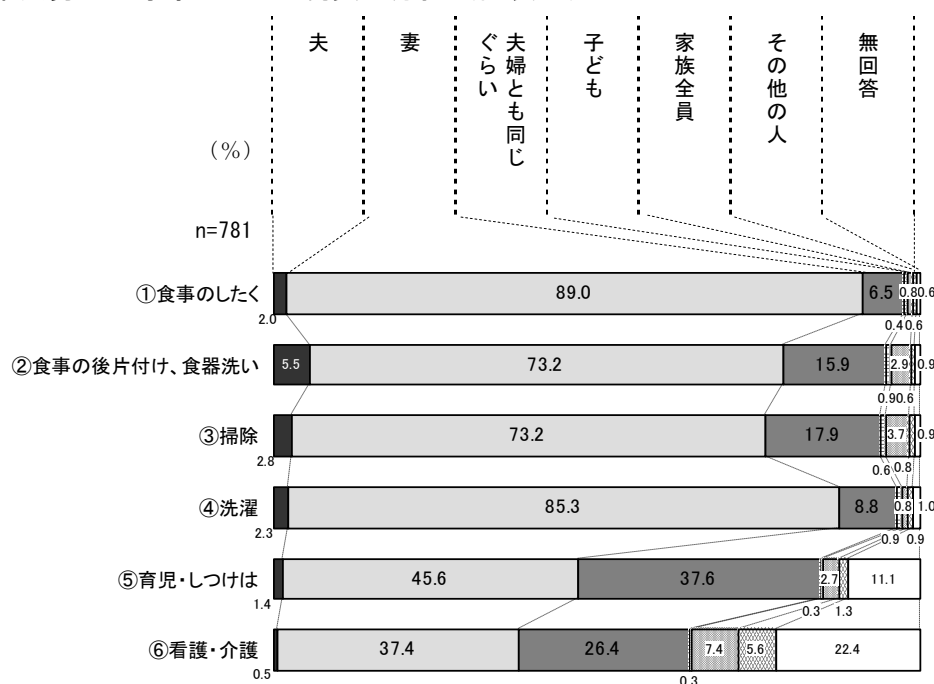


【中高生・男女別】（図表 6-1）

												(%)
		お生活をするための金	掃除をする	洗濯・洗濯物を干す	食事のしたくをする	食事の後片付け・食器洗いを	家計の管理・やりくりをする	日用品の買い物をする	子どもの世話を	親や祖父母の世話を	なし	無回答
中学生	男子 n=480	94.0	29.8	14.8	18.3	29.6	17.7	26.3	59.6	27.1	2.7	2.3
	女子 n=477	61.0	90.4	90.1	92.5	89.1	71.5	87.4	87.8	44.4	0.4	1.9
高校生	男子 n=521	95.6	38.6	21.1	22.6	43.0	14.4	30.3	71.6	29.0	1.3	0.4
	女子 n=435	57.5	87.1	87.4	91.5	81.6	77.7	84.6	90.3	46.7	0.7	0.7

しかし、若年層のもっとも参考とする家庭の「現実」は、家庭内の仕事のかなりの部分を妻が引き受けるという状況にあり（図表 7）、このようなずれを解消できるような教育・学習を組み立てることが望めます。もとより、教育や学習という点では、中高生を対象とする学校だけではなく、社会教育においても男女平等・男女共同参画についての考えが深められ広げられていく必要があります。教育の場面では、学習の双方向性や学習者の主体性を大切にし、発展的な活動を組織してゆくことが肝要です。

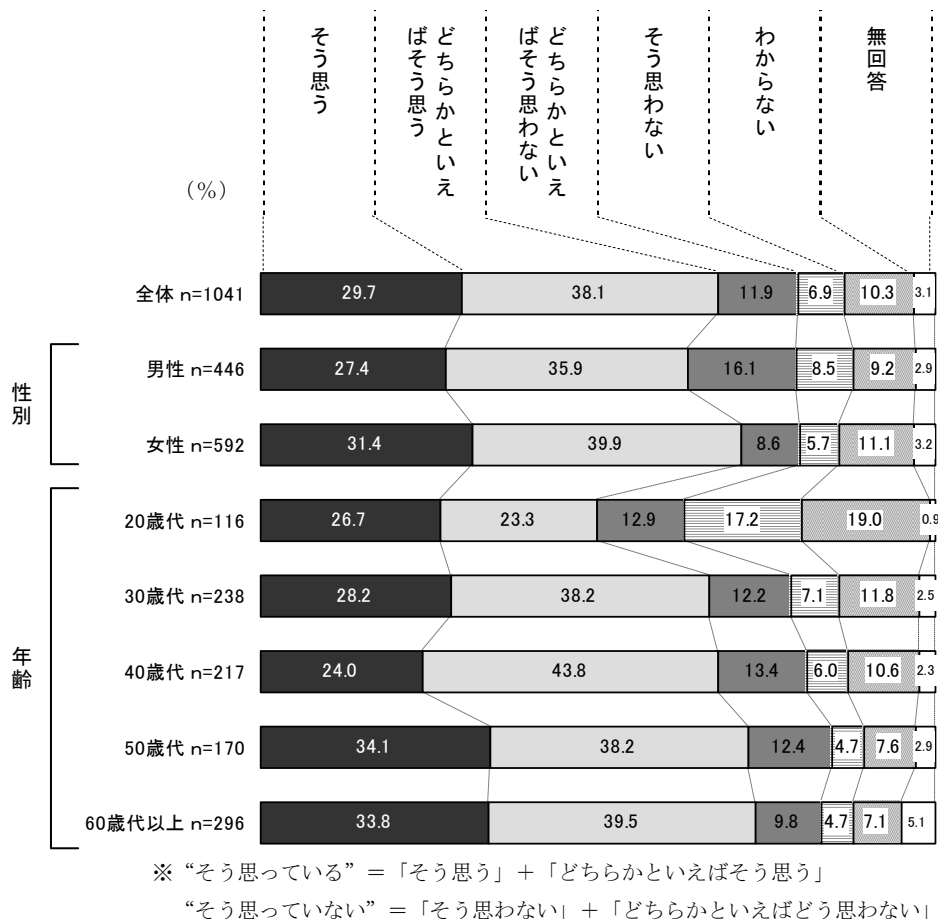
一般市民男女の家事における現実の分担（図表 7）



課題3は、「メディアにおける男女の人権の尊重」です。

テレビや新聞、雑誌、インターネット、コンピューターゲームなどのメディアにおける性表現や暴力表現について、問題があると思う市民は 67.8%、そうではないと思う市民は 18.8%でした（図表8）。

メディアにおける表現についての問題意識（図表8）



年齢が高いほど問題視する割合は高く、60歳代で7割以上となっています。とくに問題があると考えられているのは、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」70%、「社会全体の性に関する道徳観、倫理観が損なわれている」57.2%でした。後者は、とくに60歳代で74.2%の人が指摘しています。メディアと一口に言っても、その表現方法や利用状況は多様です。男女の人権を尊重する視点でメディアリテラシー（メディアを読み解いたり表現したりする力量）を形成し、同様の視点でメディアの利用を可能にするような方策が求められます。とくに新しい様式のメディアへの対処は困難なものもありますが、問題のあるメディア利用を減らし、男女共同参画社会に向けたメディアの利用を促す体制づくりが必要です。

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

- 課題1: 男女共同参画に関する意識の普及と定着
- 課題2: 男女平等の視点に立った教育・学習の推進
- 課題3: メディアにおける男女の人権の尊重

課題1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

方針

男女共同参画に関する意識の普及と定着のためには、男女共同参画の意義について家庭、地域、職場などあらゆる分野において継続的に啓発していくことが必要となります。そのため、広報紙や情報紙「はるか」など各種の啓発事業や青少年女性センターといった拠点施設など資源の有効活用を進め、男女共同参画の意識づくりを進めることが必要です。また、本市の男女共同参画に関する施策の認知度を向上させるため、より効果的な周知啓発方法について検討していくことが必要です。

No	施策	内容
1	男女共同参画推進のための広報・啓発活動	広報や情報紙などを通じ、男女共同参画社会の実現に向けて最も大切な男女平等意識づくりの啓発が必要です。また、女性の人権問題に関連する国内法令や国際条約などについて資料を提供し、周知を図ることが必要です。
2	家庭、地域、職場などにおける制度、慣習の見直し	家庭、地域、職場などさまざまな場における男女に不平等な慣行、慣習を是正するような啓発資料や関連情報の提供が必要です。また、男女で参加できる講座の開催や市民の自主的な学習活動への支援が求められます。
3	男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県および他市などが発行する男女共同参画関連の資料や女性問題に関する資料を収集し、提供することが必要です。また、男女共同参画にかかる実態把握として、意識調査を実施し、情報提供を行うことが必要です。

4	青少年女性センターの充実	市の男女共同参画を推進する拠点として設置された青少年女性センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供や講座、イベントの開催、相談などを充実し、施設の役割を発揮することが求められます。
---	--------------	--

課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

方針

男女共同参画を進めるためには、教育や学習を通して、男女共同参画の正しい知識を持ち、育んでいく必要があります。特に幼少期からの教育は、男女が平等な人間関係をつくる上でも重要であるといえます。

本市においては、発達段階に応じた男女平等に関する教育を充実していくとともに、教育・保育に携わる関係者や、行政運営を担う職員などの男女共同参画への正しい理解の浸透に取り組む必要があります。

No	施策	内容
5	学校、家庭などにおける平等教育の推進	教育活動全般を通じて、人権尊重と男女平等意識に立った教材を活用した教育を進めるとともに、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む学校教育を推進することが必要です。また、家庭における固定的な性別役割分担意識を払しょくし、男女平等意識を高める家庭教育を推進することが必要です。
6	男女共同参画の視点に立った講座の開催	男女が多様な能力を開発、発揮し、社会のあらゆる分野へ参画できるよう、政治・経済・社会政策などを学ぶ講座の開催が必要です。また、女性だけでなく、男性にとっても魅力あるテーマの設定や開催時間帯の考慮に努め、男性の積極的な参加を促すことが必要です。

7	<u>職員などに対するジェンダーに敏感な視点の定着促進</u>	<u>教職員や保育士が児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植えつけないようにすることが必要です。また、市職員が男女共同参画の視点に立って事業に取り組むことが求められます。そのため、研修や実践を通して、ジェンダーに敏感な視点を定着させることが必要です。</u>
---	---------------------------------	--

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

方針

インターネットや携帯電話の急速な普及により誰もが手軽に多くの情報を得られるようになった現代社会においては、その情報を主体的に読み解き、自己発信する能力である“メディアリテラシー”が必要となります。また、地域や民間企業に対してメディアにおける男女共同参画について啓発を進め、本市から発信する様々な情報については、ガイドラインに則った表現を使い、地域の模範となるように努めることが必要です。

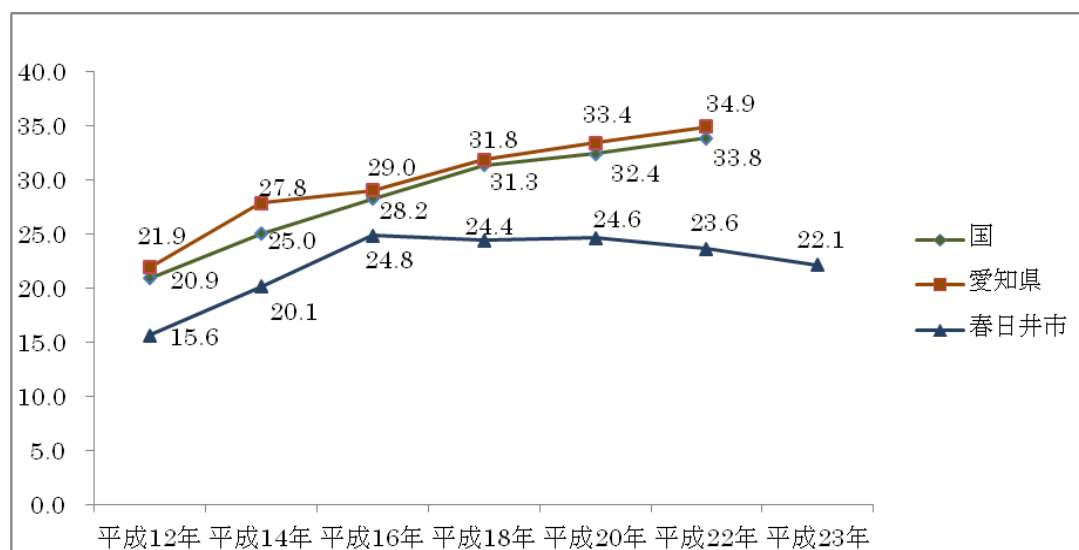
No	施策	内容
8	メディアリテラシーの向上	様々なメディアからの情報に対し、主体的に収集・判断し、適切に発信する能力を育成する講座などを開催することが必要です。
9	広報・刊行物などにおける性差別表現の排除	メディア・企業に対し、人権尊重の視点に立った情報発信が行われるよう、 <u>定期的な情報交換などにより、性別に基づく固定観念の伝達防止、性的側面のみ</u> の強調防止などの理解と協力が求められることが必要です。また、市から発信する情報から性差別表現を排除するよう取り組みを強化するとともに、地域や企業の理解も高めるよう、継続的な啓発が必要です。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富み活力豊かな社会を構築し発展させていくためには、社会のあらゆる分野で、男女が平等のパートナーとして、ともに活動し、最大限の能力を発揮することが重要です。そのためには、これまでの性の区別に基づく慣習や観念にとらわれることなく、男女ともに、政策決定などの場面でも、労働の場面でも、また家庭や地域社会の活動の場面でも、その他のあらゆる場面に、躊躇せずに参画することができるようにしなければなりません。したがって、これまで以上に男女共同参画が可能となるよう基盤をつくり、整備していくことが大変重要な課題となります。そのために、次の4つを課題として設定しました。

課題1は、「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」です。これまで政策決定や方針決定など、団体や組織などの意思決定過程において、男性が主たる役割を担ってきました。そして、女性は男性の補佐役としての位置づけにとどまっていました。事実、春日井市の審議会等委員への登用率は22.1%、管理職に占める女性の割合は4.1%でしかありません（図表9、10）。

審議会等委員への女性の登用状況の推移(法令・条例に基づくもの)（図表9） (%)

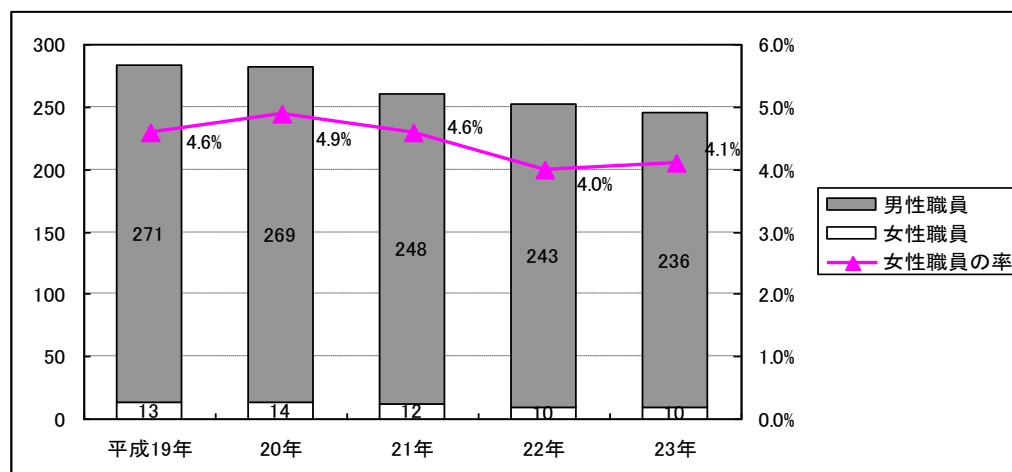


資料:国・・内閣府 男女共同参画白書

県・・県民生活部 愛知の男女共同参画

市・・男女共同参画課

市の管理職に占める女性の割合【一般行政職】（図表 10）



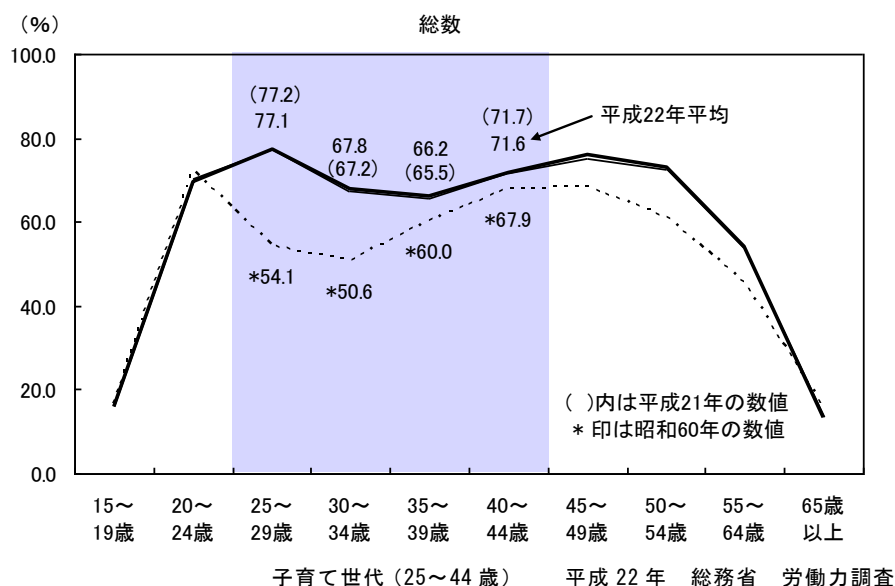
資料：男女共同参画課（各年とも4月1日データ）

しかし、女性であることによって、そのような意思決定過程において、男性の補佐役でなければならない理由はありません。したがって「政策・方針決定過程への女性の参画の推進」を第1の課題とし、その人の能力に応じて、積極的に女性を意思決定過程へ登用するよう、ポジティブ・アクション（注）も視野に入れて基盤を強化していくことが必要です。

（注）ポジティブ・アクション：固定的な男女の役割分担意識や過去の経験から生じている、男女労働者間の格差を解消するため、個々の企業が行う積極的改善措置

課題2は、「就業における男女共同参画の促進」です。女性が社会で職業に就くことは、もはや一般的になりました。しかし、調査結果によると女性労働力の比率は男性に比べて低いのが現状です。職業を継続するうえで、さまざまな実質的な疎外原因がさまざまな場面にあるためです。たとえば、育児・子育てなどは、母親の責任でというのがこれまでの主流の考え方でした。それがM字曲線となって現われています（図表11）。

女性の年齢階級別労働力人口比率（図表 11）



つまり、育児・子育ての期間である 30 歳代には女性の就業率が低くなり、その後、育児・子育てが一段落つく 40 歳代には再就職期を迎えます。しかし、この再就職年齢の 40 歳代においても、30 歳代の職業空白期間が不利に働き、以前の職業に同じ雇用条件で就くことができないことがあります。したがって、「就業における男女共同参画の促進」を図り、育児・子育ての期間においても、男女が協力し合い、女性が継続して職業に携わることができるような基盤づくりとともに多様な働き方に対する条件整備などが欠かせません。

課題 3 は、「地域における男女共同参画の促進」です。職業以外での、社会における活動の場面としては、地域活動があります。例えば、PTA・町内会・自治会活動・ボランティア活動などです。これまでは、就業率が男性よりも女性の方が低かったこともあり、実質的に女性が中心となって、地域社会の活動は繰り広げられてきました。しかし、それら活動の代表者は、名目的に男性が務めるなどの慣例も見られました。

こうしたことから、女性自身が積極的に責任ある立場を務めるとともに、男性が地域社会において、女性と共に実質的な活動を協働して行うことができるような基盤を作り、活力と魅力のある地域社会を構築していくことが不可欠です。

課題 4 は、「さまざまな困難を抱える男女への支援」です。

合理性がないのに、性別だけを理由に異なる取り扱いをしてはならないのはもちろん、その他の社会的な困難を抱える人々に対しても、差別的な取扱いや不合理な扱いをしてはなりません。

ひとり親世帯や高齢者、障がい者、外国人家庭などにおいては、近年の社会経済雇用環境の変化にともない、貧困や地域からの孤立などによって、さらに多くの困難に陥る傾向があります。また、非正規労働者の増加や単身世帯の増加についても、同様の状況が指摘されています。こうした困難の背景には、性別に関わる固定的意識や、ライフスタイルに対する偏見などがあり、男女で異なる様相を呈します。

このように、さまざまな困難を抱える男女に、男女共同参画の視点から支援を行い、男女ともに、だれもが、家庭や地域で自立し、安心して暮らしていける社会づくりに向けて取り組むことが求められます。したがって、ひとり親世帯、高齢者世帯、障がい者、外国人女性などの社会的弱者に対し、自立した生活への支援を個人の生き方に沿った形で実施していかなければなりません。

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

- ― 課題１：政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- ― 課題２：就業における男女共同参画の促進
- ― 課題３：地域における男女共同参画の促進
- ― 課題４：さまざまな困難を抱える男女への支援

課題１ 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

方 針

男女共同参画社会を形成していくためには、あらゆる分野において、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大していくことが重要です。本市の男女共同参画推進条例第３条（基本理念）においても、「男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。」と定めています。

こうした本市の条例の理念に従って、審議会などでの女性委員の登用を推進し、女性委員比率 30%を目標とするなど、女性の意見が市政に広く反映する仕組みづくりが求められます。

No	施策	内容
10	審議会などへの女性委員の登用推進	市の審議会などでの女性委員比率 30%を目標に <u>登用を進めるため、「女性登用のための要綱」による事前協議を徹底し、女性委員ゼロ審議会の解消に努める一方で、同一人への過度な重複任命の是正も必要とされます。</u> さらに、女性が培ってきた力をさまざまな分野で発揮できるよう、 <u>女性の人材情報を収集・整理し、適切な人材情報を提供することが必要です。</u>
11	市・企業における女性の参画促進・啓発	市や企業、各種団体において、女性の能力が正しく評価され、 <u>方針決定過程への女性登用が進められるよう、集会の場や講座を活用して働きかけることが必要です。</u> また、 <u>男性女性の職域を拡大し、能力発揮に向けた取り組みを進めることが必要です。</u>
12	地域活動における意思決定過程への女性の参画促進	地域で活動する団体などにおいて、女性が構成員にとどまらず、 <u>意思決定の場へ参画し、代表者として登用が図られるよう啓発を進めることが必要です。</u>

13	人材・団体の育成と情報の提供	女性が企業活動などを支える貴重な人材として位置づけられ、長期的な能力開発の視点に立った人材育成や能力に応じた登用が進められるよう、商工会議所などと事業連携を図ることが求められます。 <u>また、一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で事業にあたることができるよう、ジェンダーについての研修を行う必要があります。</u>
----	----------------	---

課題2 就業における男女共同参画の促進

方針

就業における男女共同参画を進めるためには、企業が改正男女雇用機会均等法、労働基準法や育児・介護休業法など法令を遵守するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消やセクシャル・ハラスメント防止の体制づくりが必要となります。

商工業・農業などの自営業においては、女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参加していない、また、就業時間や休日の取り決めがないという実態がみられるため、家族経営協定を締結するなど労働条件を明確化し、就労環境の改善を促す取り組みを進めることが求められます。

再就職や起業を目指す女性に対する支援として、実用的な講座の開催や経営に関する情報提供などが求められます。

No	施策	内容
14	男女が働きやすい職場環境の整備	男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益な取扱の禁止など、男女の雇用機会の均等を推進するとともに、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止対策を講じるよう企業に要請することが求められます。 母性が尊重され、働きながら安心して出産ができる職場環境の整備に向けて、企業、労働者双方に啓発していくことが求められます。 また、就業上の悩みなど、さまざまな問題に対処する相談体制の充実が求められます

15	商工業・農業などの自営業における男女共同参画の促進	女性が家族従事者として果たしている役割が正 当に評価され、経営上のパートナーシップが確立 されるよう啓発が求められます。また、働く女性の ネットワークづくりの支援が求められます。
16	<u>女性のチャレンジ支援</u>	<u>子育てや介護などでいったん仕事を中断した女 性の再チャレンジを支援するため、情報提供や相 談の充実に取り組むとともに、企業の理解を広め ることが必要です。また、起業を希望する女性に 対し、情報提供の充実が求められます。</u>

課題3 地域における男女共同参画の促進

方針

男女共同参画社会を実現していくためには、家庭生活や地域生活への男女それぞれの参加が不可欠となります。また、今後の少子高齢化社会においては防災・防犯活動、環境活動など安全・安心のまちづくりが重要となっており、男女が協力しあい活力ある地域社会を構築していく必要があります。

No	施策	内容
17	男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及	男女が共に地域活動に参加することの意義 について理解を深めるよう啓発が必要です。ま た、地域活動の情報提供や交流の場の提供な どによりネットワークづくりの支援が求められ ます。
18	安全・安心で環境にやさしいまちづくり への男女の参画促進	高齢者、障がい者、妊産婦や外国人など災害 時に支援が必要な弱者への対応が求められま す。また、災害復興時に生活者の立場を重視した 災害に対応できるまちづくり、また、犯罪や事故が なく、環境にも配慮した安全なまちづくりを旨指す ため、男女共同参画の視点を取り入れ、活動の活 性化を図ることが必要です。

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

方針

高齢者や障がい者、ひとり親世帯、外国人などは、近年の社会経済雇用環境変化に伴い、貧困や地域からの孤立などによって、さらに多くの困難に陥る傾向があります。そのため、こうした様々な生活の困難を抱える男女が自立し、安心して暮らしていけるように支援していくことが求められます。

No	施策	内容
19	高齢者・障がい者への支援	ノーマライゼーション(注)の理念のもと、 <u>高齢者や障がい者であるかにかかわらず</u> 、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画を推進するための <u>ホームヘルプサービスや生活用具給付などの支援が求められます</u> 。
20	ひとり親家庭への支援	ひとり親世帯などの自立のために、母子自立相談員の派遣や経済的な支援が求められます。
21	在住外国人への支援	在住外国人が円滑に市民生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点を反映した多文化共生への支援が求められます。

(注) ノーマライゼーション：高齢者や障がい者が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方

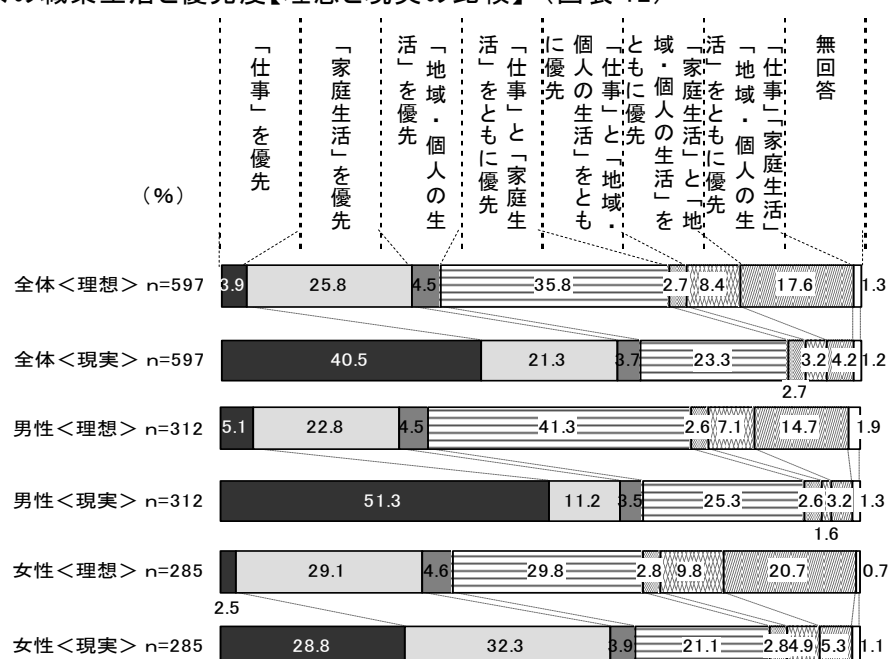
目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事や家庭生活、地域生活などについて自ら希望するバランスで展開できる状態）を実現できる環境は、市民一人ひとりが性別や年齢にかかわらず、さまざまな分野に参画していくための重要な条件となります。あらゆる場面で、男女それぞれが能力や個性を発揮することで、いっそう生き生きとした活力のある社会となることが大いに期待されます。しかし現実には、各々の理想とするワーク・ライフ・バランスを実現するには多くの困難があることが、市民意識調査の結果によって明らかになっています。そこでワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくりのために、取り組むべき課題として、以下の4つを設定しました。

課題1は、「ワーク・ライフ・バランスの推進」です。

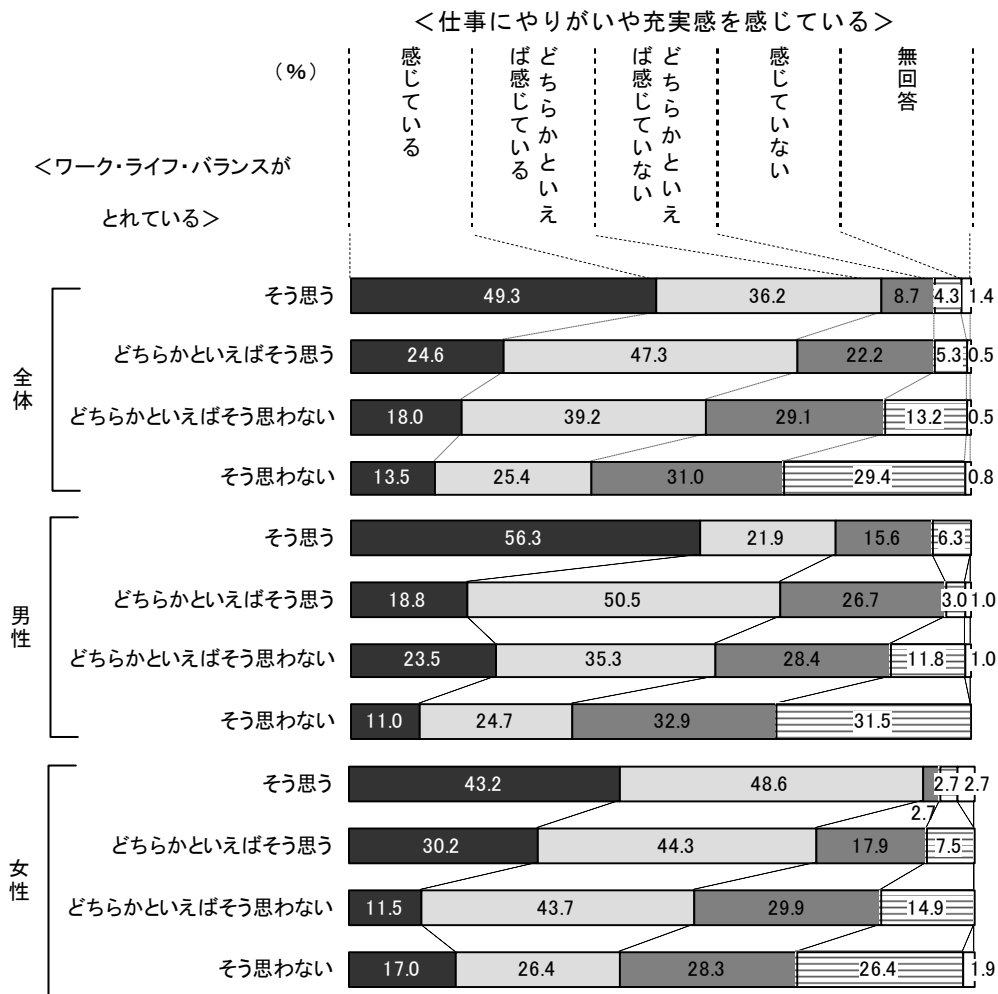
今回の市民意識調査において、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の理想的な優先度を聞いたところ、男女ともに『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいの割合が最も多くなっている一方で、現実には男性では『仕事』を優先している、女性では『家庭』を優先しているが最も高くなっており、理想と現実が大きく隔たっています(図表12)。

一般市民男女の職業生活と優先度【理想と現実の比較】(図表12)



理想のワーク・ライフ・バランスを実現することは、現在の仕事に対するやりがいや充実感にも関係し、各個人にとってより充実した人生を送る上でも重要であると考えられます(図表13)。男女ともにそれぞれ一人ひとりがバランスのとれたライフスタイルを築くためには、就業環境の整備とともに、多様な働き方に注目していくための啓発活動や社会的風潮を高めることなどが必要になります。

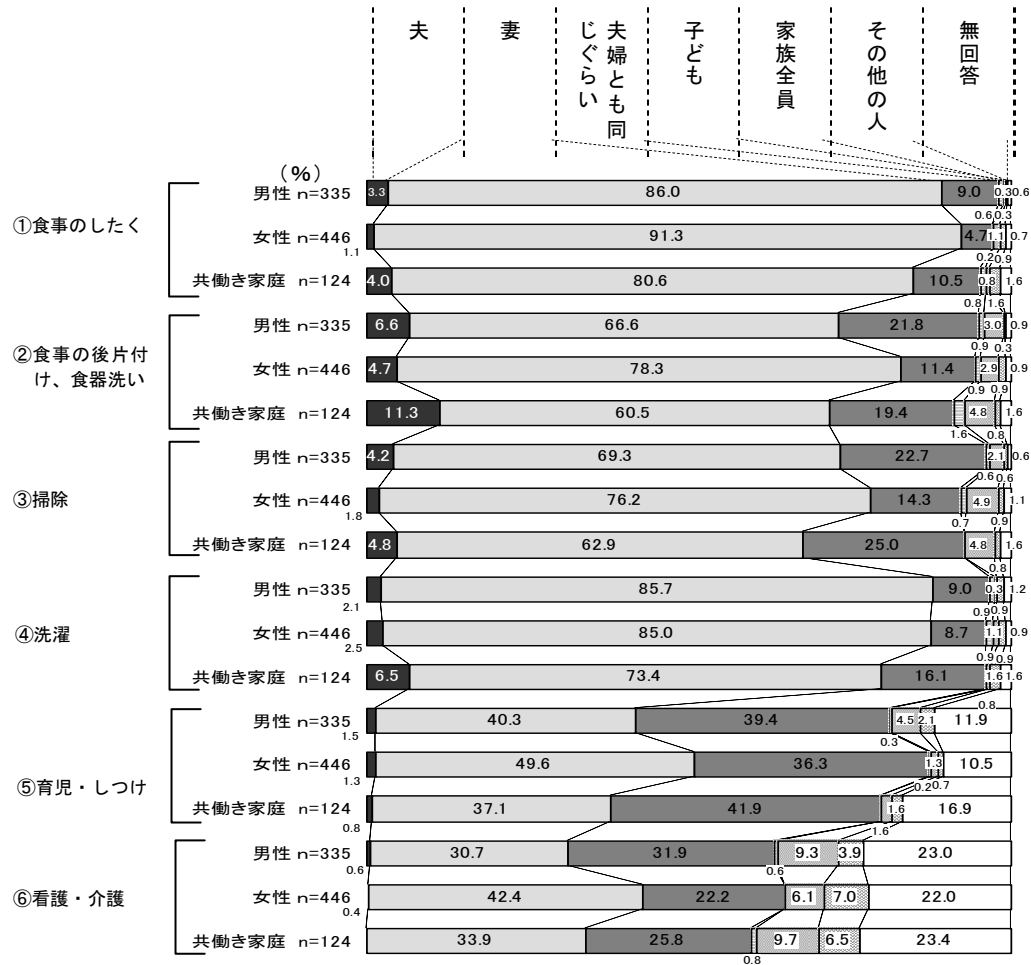
【ワーク・ライフ・バランスと仕事のやりがいや充実感】(図表 13)



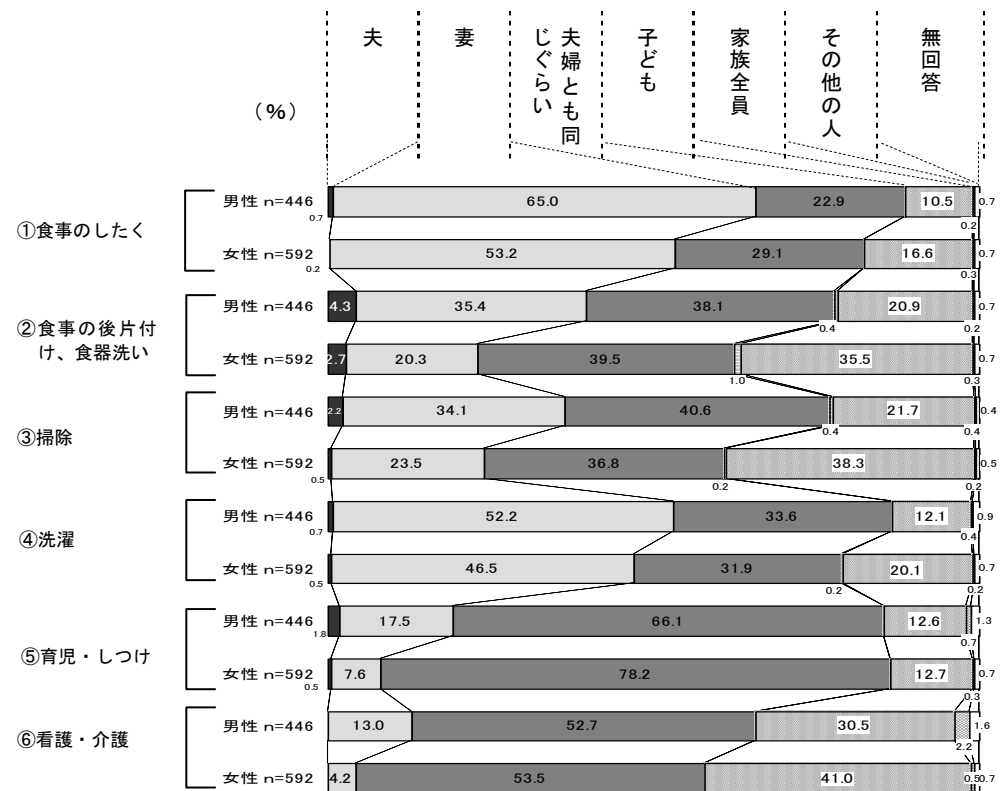
課題2は、「家庭生活・地域生活における男性の参画推進」です。

仕事だけではなく、家庭生活においても男女それぞれが共に責任を果たすことが必要です。しかし共働き家庭であっても、家事、育児、介護の負担が妻である女性に大きくのしかかっているのが現実です（図表 14）。これら家事などの負担の大きさが、多くの女性が感じている、家庭の場での男性優遇感の原因となっていると考えられます。それだけではなく、家庭の仕事の理想的な担当者として、“妻”を挙げる男性の割合がすべての項目で女性よりも多くなっており、男性の家庭生活への参画がなかなか進んでいないことが浮き彫りになっています（図表 15）。

一般市民男女の家事における現実の分担【共働き家庭】（図表 14）



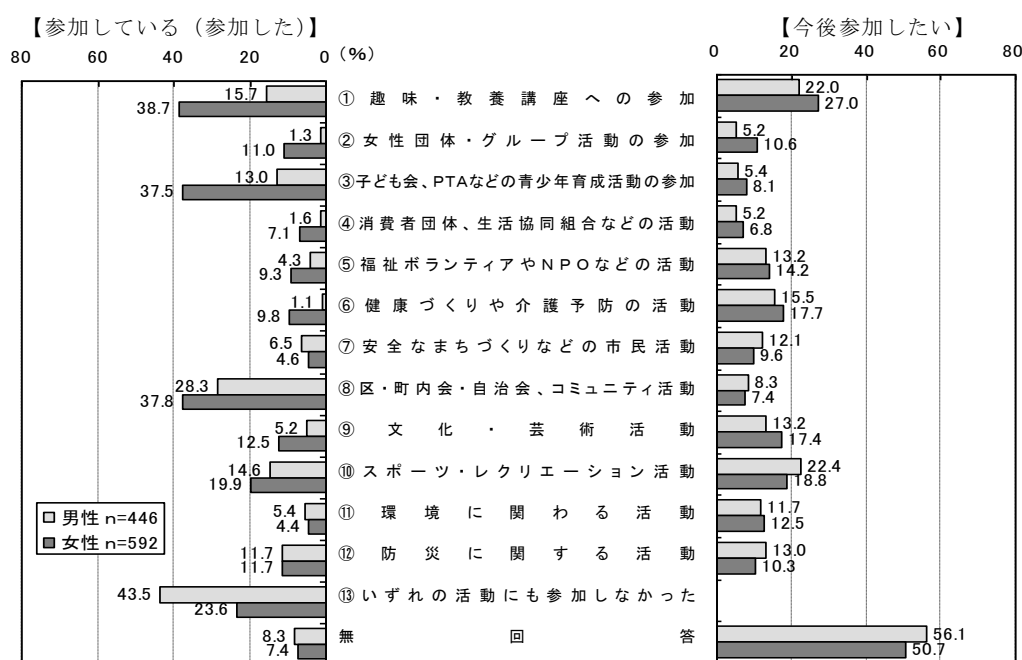
一般市民男女の家事における理想の分担（図表 15）



性別役割分担による家事負担ではなく、各家庭に見合った家事バランスを考えるためにも、職場への啓発とともに、男性に向けて家庭生活への参画を促す働きかけを行う必要があります。また子どもたちに対しても同様に、家庭の仕事に関する意識啓発を進めていくことも必要です。

なお地域生活についても、男性の地域活動の割合が女性よりも少ない状態にあることが明らかになりました（図表 16）。

一般市民男女の地域活動の参加経験（図表 16）



老若男女の別なく、地域生活に積極的に関与することは、仕事外での新たなつながりや生きがいづくりにも有効であり、誰にとっても住みやすい地域社会を形成するという観点からも非常に重要です。どんな活動があるのか分からないという意見も多くあるため、地域活動の認知度を上げると同時に、参画への啓発活動をしていく必要があります。

課題3は、「子どもを育てる社会環境の整備」です。

市民意識調査で男女共同参画社会に必要な市の施策を尋ねたところ、市民がもっとも必要だと感じていたのが「子育て支援の推進と保育サービスの充実」です（図表4）。また、男女が働きやすい職場環境にするために必要なこととして、「保育園、放課後児童クラブなどを充実させる」が上位に挙げられ、特に30代の子育て世代ではもっとも数値が高くなっています（60.1%）。同様に、職業を持つ上での困っている点を探った質問でも、30代の4割が「安心して子どもを預けられる場や人が少ない」としています（図表17）。

一般市民男女の職業を持つ上で困っていること（図表 17）

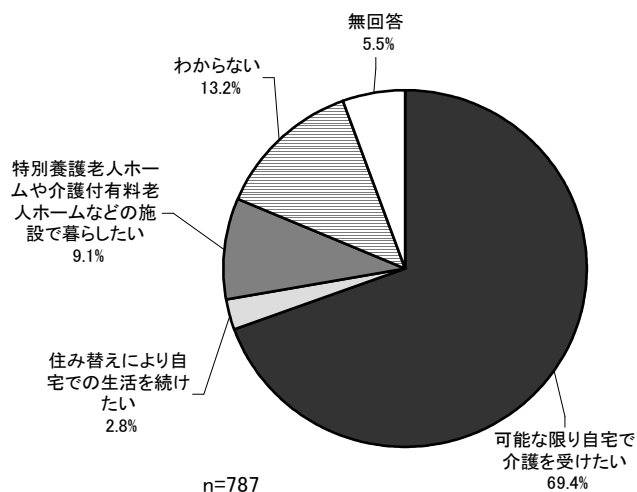
	自分の資格、能力などに合った仕事の募集・採用が少ない	勤務時間、給料・賃金など条件が自分の希望と合わない	求人募集の制限がある	家族の理解や協力が得られない	職業を持つことについて	介護や看護の必要な家族がいる	安心して子どもを預けられる場や人が少ない	就業に関する情報が得にくい	自分の能力や技術に不安がある	自分の体力や健康に不安がある	就業に要する資金が不足している	その他	特にな	無回答
20歳代 n=30	30.0	36.7	10.0	3.3	—	26.7	—	26.7	23.3	3.3	20.0	16.7	—	—
30歳代 n=55	23.6	63.6	30.9	10.9	5.5	41.8	16.4	36.4	23.6	—	1.8	1.8	—	—
40歳代 n=32	31.3	56.3	56.3	6.3	12.5	25.0	9.4	28.1	21.9	18.8	3.1	—	3.1	—
50歳代 n=21	28.6	33.3	61.9	9.5	23.8	—	19.0	19.0	38.1	4.8	—	4.8	—	—
60歳代以上 n=51	31.4	17.6	70.6	—	7.8	—	13.7	9.8	23.5	3.9	—	2.0	5.9	—

以上のことから、子育て世代において、子育てと仕事のバランスが大きな課題となっていることが分かります。ワーク・ライフ・バランスを実現するためだけではなく、少子化対策にも有効であるという側面からも、子どもを育てる社会環境の整備は重要であり、また家族形態も多様化する中で、さまざまなニーズに対応したフォロー体制が求められています。

課題4は、「介護を支える社会環境の整備」です。

高齢化社会の到来により、ワーク・ライフ・バランスの視点からも、介護は欠かすことのできないテーマだと言えます。市民意識調査でも、男女共同参画に必要な市の施策として、「高齢者や障がい者などの生活安定と自立支援」を挙げる女性の割合が比較的多く、年齢別では50代・60代で関心が高くなっています。高齢者福祉分野における支援は多岐にわたっていますが、平成22年の春日井市の調査では、「可能な限り自宅で介護を受けたい」と願う要支援・要介護認定者は70%近くにのぼっています（図表18）。

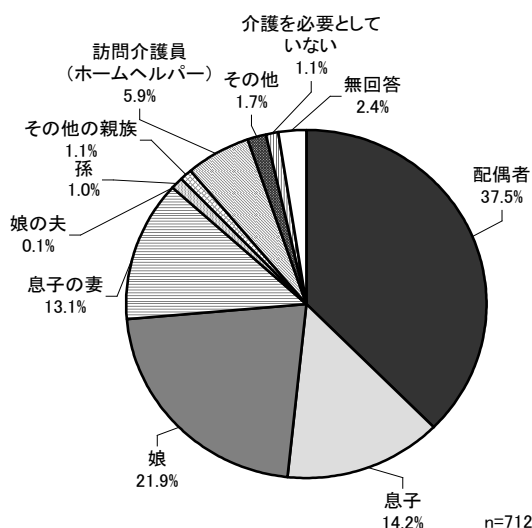
要支援・要介護認定者の今後介護を受けたいところ（図表 18）



資料: 春日井市「高齢者の暮らしと介護に関する実態調査」平成22年

このように多くの高齢者が在宅介護を希望していますが、負担する介護者とは**い**えば、女性の割合が多いのが現状です。上記調査の要支援・要介護認定者に対するアンケートから、主な介護者を尋ねた質問では、「本人の配偶者」（37.5％）のほかに、「娘」と「息子の妻」が上位にあがり、両者を合わせると 35％にのぼっている一方で、「息子」と「娘の夫」の合計は 15％に満たない結果となっています（図表 19）。

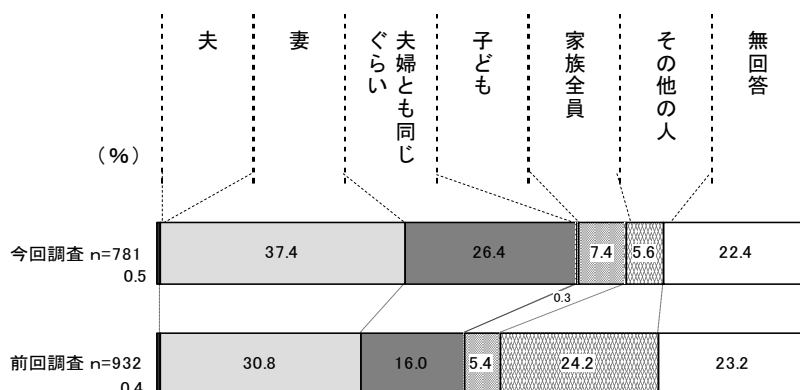
要支援・要介護者の主に介護や支援をしている人（図表 19）



資料：春日井市「高齢者の暮らしと介護に関する実態調査」平成 22 年

今回の市民意識調査の結果からも、家庭における「看護・介護」は、前回の調査と比べて男性の介護への参画も少しずつ増えているとはいえ、“妻”が多く負担していることが分かりました（図表 20）。家庭内において、女性だけではなく、男性が積極的に関われるような環境づくりや情報提供、また福祉サービスや支援の充実に加え、孤立しやすい男性介護者の存在に留意した介護を支える社会環境の整備が必要になっています。

家庭における「看護・介護」の現実の役割【前回調査との比較】（図表 20）



目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現に向けた環境づくり

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現に向けた環境づくり

- └ 課題１：ワーク・ライフ・バランスの推進
- └ 課題２：家庭生活・地域生活における男性の参画推進
- └ 課題３：子どもを育てる社会環境の整備
- └ 課題４：介護を支える社会環境の整備

課題１ ワーク・ライフ・バランスの推進

方針

ワーク・ライフ・バランスの実現は、子育てや介護、地域への参加など個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになり、心豊かで充実した生活につながっていくと考えられます。また、個人の生活の充実だけでなく、企業においても有能な人材の確保や定着、労働者の意欲の向上など企業の活性化にもつながると考えられます。今後は、男女が家庭や職場、地域社会においてバランスを図り、より生きがいを感じられる生活が実現できるよう、市民や事業者に対して啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図っていく必要があります。

No	施策	内容
22	ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成	<u>女性も男性も、仕事と家庭生活や地域生活などの調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及していく必要があります。また、女性はもとより男性の育児休業・介護休業が取得できるよう、啓発紙などの配布を通じてよりよい職場風土づくりのための意識の醸成に努める必要があります。</u>
23	<u>企業などに対する啓発と取り組みへの支援</u>	<u>企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや、先進的な取り組み事例の内容や効果を広く周知するとともに、取り組み企業などへの支援を図る必要があります。</u>

課題2 家庭生活・地域活動における男性の参画推進

方針

地域における男女共同参画を促進していくためには、男性の地域活動への参加が重要となります。しかしながら、男性の地域活動への参加に結びつかない背景として、仕事偏重の意識やライフスタイルがあり、市民だけでなく事業者も巻き込んだ意識の変革を行っていく必要があります。そのため、行政や事業者、地域が連携を図りながら、女性のみならず男性に対する家事・育児・介護等の技術習得の講座や地域活動への積極的な参加を促すなどの施策を推進していく必要があります。

No	施策	内容
24	男性の家事・育児・介護などのスキルアップ	男女が共に参加できる身近で生活に密着した講座の開催などを通して、男性の家事能力の向上を促進する必要があります。
25	参加しやすい地域活動の促進	男性の地域行事への理解を深め、性別や年代を問わず、地域の誰もが気軽に参加できるスポーツ大会、盆踊りなどの地域活動を促進することが求められます。また、企業に対しても地域活動への参加の理解を深めるよう、働きかけが求められます。

課題3 子どもを育てる社会環境の整備

方針

本市では、次世代育成支援対策行動計画に基づいて、子育て・保育サービス、放課後児童クラブ、各種相談など計画的に整備されてきています。今後も、子育て家庭のニーズを踏まえて、サービスの拡充を進めていく必要があります。

No	施策	内容
26	子育て・保育サービスの充実	市民・地域と協働し、子どもの健やかな成長に向けて、安心して子育てができる環境を整備していく必要があります。また、機関誌の発行や広報、ホームページを活用し、育児・子育てに関する情報提供が求められます。
27	育児相談・保健指導の充実	子育ての不安や孤立感を解消するよう、乳幼児の健康に関する相談や、子育て支援センターでの育児・子育てに関する相談体制の充実が求められます。また、妊娠、出産、育児に不安をもつ妊産婦への保健指導の充実など、母子保健の向上が求められます。

課題4 介護を支える社会環境の整備

方針

高齢化は、本市においても重要な課題となっています。高齢化が進み、介護を必要とする高齢者や障がい者などのニーズが増加するにつれて、各種サービスを拡充して対応してきましたが、在宅で主に介護を担っているのは「女性」とであるという状況は現在においても変わっていません。そのため、男性が介護に積極的に参加し、男女がともに支えあう意識を啓発していくことや、介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるようなサービス支援体制の構築が必要となっています。また、孤立しやすい男性介護者への支援などを充実させていく必要があります。

No	施策	内容
28	介護サービス・介護予防サービスの推進	春日井市高齢者総合福祉計画に基づき介護サービス提供体制を整備し、制度への理解と利用促進が求められます。また、介護する上で生じる様々な問題について、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を図り、安心して介護ができるよう支援していくとともに、要介護にならないための予防事業を推進し、高齢者ができる限り在宅で過ごせるような支援が求められます。
29	介護を担う人々の資質向上への支援	質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス職員の資質の向上とジェンダーに敏感な視点を持つよう意識啓発が必要です。 <u>また、家族介護者の介護技術向上のための支援が求められます。</u>

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

女性も男性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

課題１は、「男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり」です。

女性の性や健康に関する理解においては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方があります。これは女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性が自身の身体と健康に関して自らの意思で選択し決定する権利を認めようとするものです。生涯を通じての性と生殖に関する健康であり、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性、妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

女性の生涯を通じた健康を保障するには、女性が自らの身体や性のありかたについて正しい知識をもち、自分の意思を明確にし、主体的に選択することが求められます。

しかしながら、性に関する興味本位な情報や産業が氾濫する中、性体験の低年齢化が進み、若年層の望まない妊娠や性感染症など、女性の健康をおびやかす要因が増加しています。

このため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方について市民への浸透を図るとともに、男女双方に向けて、成長過程のうちから性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会を提供する必要がある、互いの性を理解し、尊重し合う環境づくりが求められます。

課題２は、「ライフステージに応じた健康づくりの支援」です。

意識調査では、男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべき施策として、「生涯を通じた心身の健康維持と増進」が１６％となっています。

男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きるうえで大切なことです。

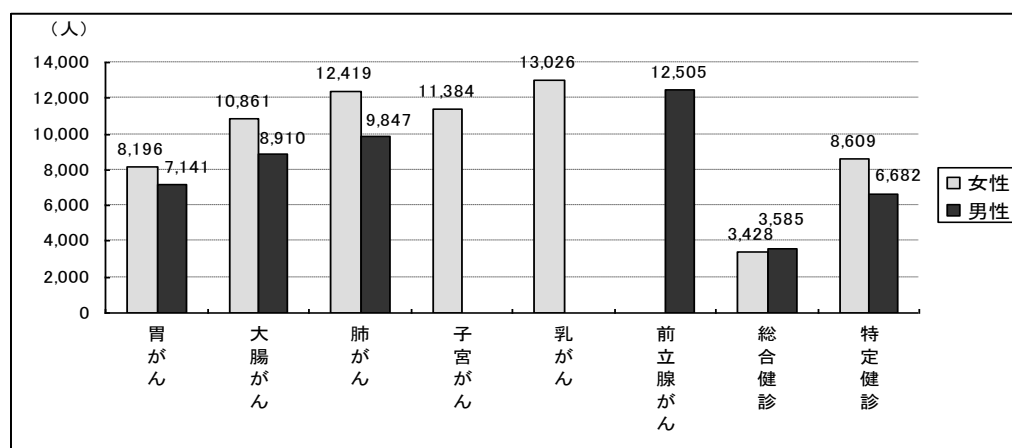
とくに、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

一方、男性についても、ライフスタイルや年代によって鬱などの心の健康問題や生活習慣病などの健康課題があります。

生涯を通じて心身の健康を保持するには、一人ひとりが生活習慣を点検し、自律的に健康管理を行っていくことが求められます（図表２１）。

各種がん検診、健康診査受診者（図表 21）

（人）

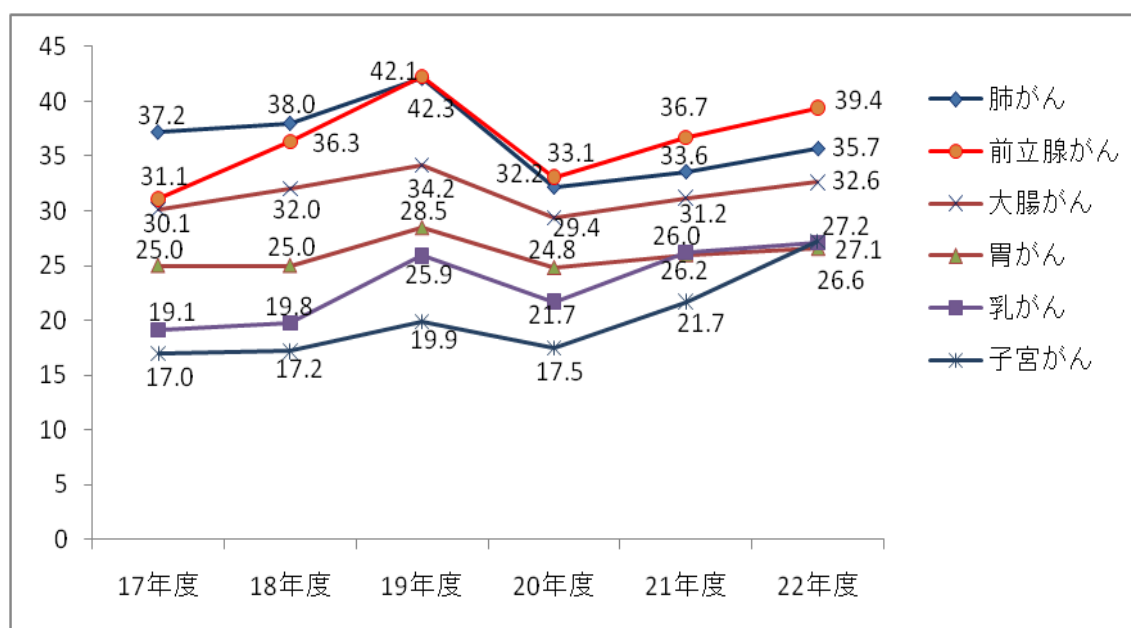


各種がん検診・総合健診：春日井市健康増進課（平成 22 年度実績）
特定健診：保険医療年金課（平成 21 年度実績）

検診（健診）の受診や保健相談、健康教育などをおして、性差を考慮しながらライフステージやさまざまなライフスタイルに応じた心と身体の健康づくりを支援していくことが必要です（図表 22）。

各種がん検診受診率の推移（図表 22）

（％）



資料：市健康増進課

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

― 課題1: 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

― 課題2: ライフステージに応じた健康づくりの支援

課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

方針

男女共同参画の推進のためには、女性も男性もお互いの身体的特徴を十分に理解することが必要です。女性の人権を考える上では、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点が重要であり、こうした考え方を広く市民に浸透させていく必要があります。また、近年では若者のHIV／エイズや性感染症の拡大など、性の早熟化傾向が進んでおり、思春期における保健対策の充実を進める必要があります。

No	施策	内容
30	性に関する教育の充実	思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう性教育を充実する必要があります。
31	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識が浸透するよう、広報などによる周知や学習機会を提供する必要があります。

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

方針

女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きる上で大切なことです。特に女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

No	施策	内容
32	心身の健康保持・増進のための環境整備	女性のがん罹患率が高い乳がんをはじめ、男女ともにがん検診の受診勧奨、生活習慣病の予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援することが必要です。 また、妊娠・出産や乳幼児にかかわる母子保健サービスの充実が必要です。
33	性差に考慮した相談体制の充実	性差を考慮するとともに、様々な年代やライフスタイルに応じた健康相談の充実が求められます。

目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係作りが基盤となる男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっています。

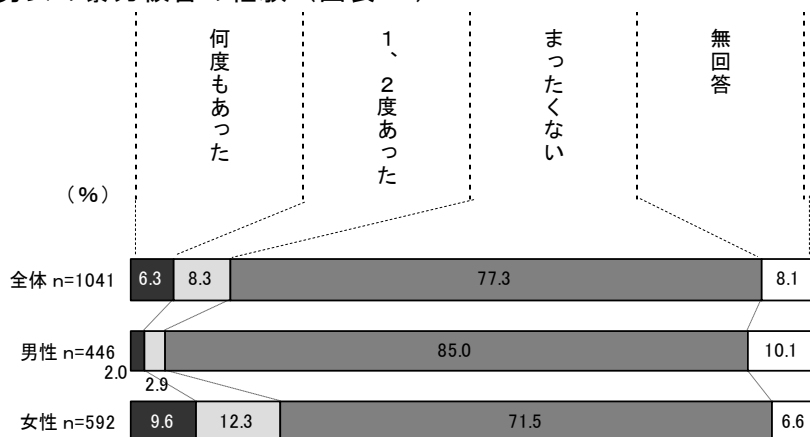
そこで、女性に対するあらゆる暴力の根絶は、喫緊の課題として取り組む必要があります。

本市では、平成18年度から青少年女性センターにて女性の悩み相談・女性のための法律相談を行っています。さらに、平成19年度には、男女共同参画課にDV専門相談員を配置して被害者の相談・支援体制が図れるよう、DV対策関係機関連絡会議を設置し、支援体制の強化を図りました。また平成20年度には、「春日井市DV対策基本計画」を策定し、「人権が尊重され、DVのない安心して暮らせるまちかすがい」を基本目標として各施策・事業に取り組んでいます。

課題1は、「男女間における暴力の根絶」です。

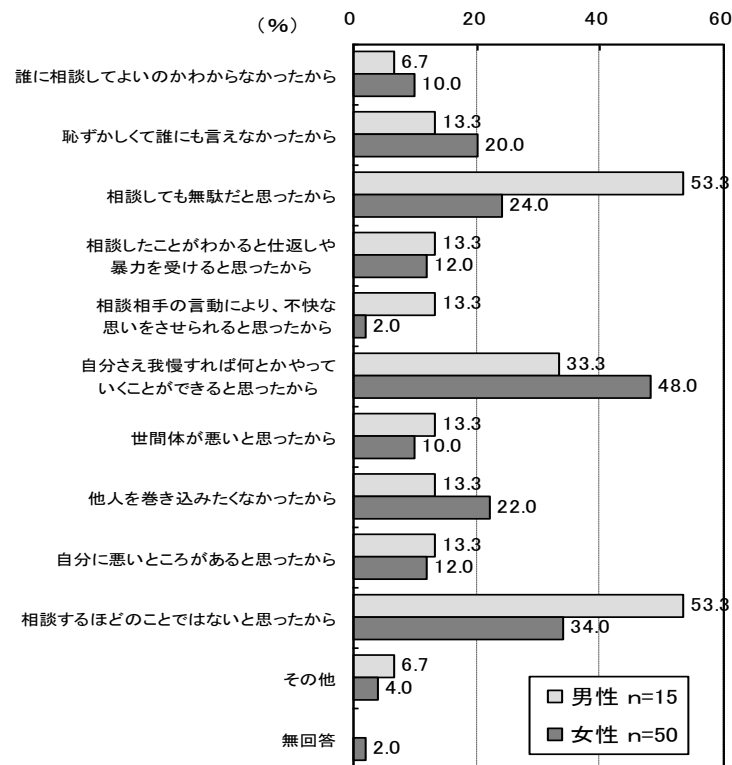
意識調査では「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある女性」の割合が21.9%にも上り、依然としてDVの被害者が存在することが判明しました（図表23）。

一般市民男女の暴力被害の経験（図表23）



また、暴力を受けたときに相談しなかったと回答した人の、相談しなかった理由として「相談するほどではないと思った」「相談しても無駄だと思った」との回答が多くみられました（図表24）。この結果は、DVの被害者ですら自分が暴力という重大な人権侵害を受けたという認識がないこと、及び、相談体制が薄弱であることを意味しています。

暴力を受けたときに相談しなかった理由（図表 24）



さらに、DV相談窓口を知っている一般市民の割合は 25.7%と、目標の 30.0%を下回っています（図表 3）。

これら意識調査結果をふまえ、新プランでは、DVの啓発や教育の充実、相談体制の充実および広報の充実、被害者の自立支援等をさらに進めていきます。

特にDVの啓発については重点課題とし、地域リーダーを対象に啓発講座を開催したり、町内の会合や学校等様々な場所での講座の開催を進めることで、DVが決して許されるものではないという意識を徹底させる必要があります。

課題2は、「DVのある家庭に育つ子どもへの支援」です。

DVは、女性のみならず、その子どもの心を深く傷つけます。

暴力は女性だけでなく子どもにも向けられることがありますし、また、子どもが暴力を目撃することによる心身のストレスは重大です。

DV被害にさらされ続けていると「暴力を止められない自分」として自己評価が低下し自分に自信が持てなくなったり、さらには、対人関係において「支配—被支配」の人間関係のパターンを学習してしまい、将来パートナーとの間に暴力が介在する関係をつくるという「暴力の世代間連鎖」の可能性が指摘されています。

暴力の連鎖を断ち切ることは、当事者だけでは困難です。

DVのある家庭の子どもを早期に発見する努力と、子どもへのカウンセリングや居場所づくりなどの支援を積極的に進め、暴力の連鎖を断ち切る必要があります。

目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり

目標Ⅴ あらゆる暴力を根絶する社会づくり

課題1: 男女間における暴力の根絶

課題2: DVのある家庭に育つ子どもへの支援

課題1 男女間における暴力の根絶

方針

男女間における暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかにかかわらず、決して許されるものではありません。本市においては、平成20年度より「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DV対策に注力してきました。市民意識調査結果を踏まえて、DVの啓発や教育の充実、相談体制及び広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めていく必要があります。

課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

方針

DVのある家庭に育つ子どもに対して、早期発見と子どもの心理的ケア、居場所づくりなどの支援を進めていく必要があります。

No	施策	内容
34	春日井市DV対策基本計画の <u>取り組み</u> に基づく施策の推進	DVなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、広報や講習などの啓発、関係機関との連携の強化、DVなどの被害や自立への相談体制の充実などを図る必要があります。このため、本市DV対策基本計画の <u>取り組み</u> に掲げられた施策の推進に力を入れる必要があります。

第4 プランの推進

1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、企業、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野における役割を相互に認識し、協調・協力して実践的な活動を展開していくことが必要です。また、男女共同参画に関する施策は、さまざまな分野にまたがるため、その推進には庁内関係部署の連携が必要です。今後、各課で策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、庁内において共通認識を浸透させるための研修を実施するとともに、男女共同参画に関わる事業を円滑に推進することが求められます。

2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15 年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行うことが必要です。

3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については改定の前年度）調査し、市民への公表・意見募集、さらに市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行うことにより、プランの進行管理に取り組むことが求められます。

こうした「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【PDCA サイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めることが求められます。

4 推進のための数値目標

項 目 名		現状値	目標値 (平成 33 年度)
目 標 Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※ 7.6%	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※ 4.6%	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※ 49.0%	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 13.0%	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 57.8%	新 70.0%
目 標 Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	10.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※ 89.8%	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 19.4%	30.0%
	安全・安心まちづくりボニターの登録者数及び男女比率	合計 336 人 女性比率 26.8%	合計 400 人 男女比率の均衡
	「地域のおじさん・おばさん」の活動参加者数及び男女比率	合計 683 人 女性比率 57.2%	合計 750 人 男女比率の均衡
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	15.0%
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	20.0%
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 35.4%	新 40.0%
目 標 Ⅲ	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数	12 社	20 社
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	56.5%	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	※ 家事) 12.3% 育児) 37.6% 介護) 26.4%	家事) 20.0% 育児) 50.0% 介護) 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※ 32.9%	40.0%
	小学校区における子どもの居場所設置率 (子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	95.0%
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	新 13.0%
	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 27.1% 子宮がん) 27.2%	乳がん) 35.0% 子宮がん) 35.0%
目 標 Ⅳ	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	33.1%	新 65.0%
目 標 Ⅴ	配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※ 21.9%	20.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※ 25.7%	35.0%

注 現状値・※ は「男女共同参画に関する市民意識調査 2010」より

目標値・網かけ は現行プランと同じ、下線 は変更、新 は新規項目

参 考 資 料

- 1 春日井市男女共同参画審議会委員名簿
- 2 諮問
- 3 答申までの経緯
- 4 春日井市男女共同参画審議会規則

春日井市男女共同参画審議会委員

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
	石 原 美 恵 子	かすがい女性連盟代表理事
	大 田 幸 子	春日井市小中学校 P T A 連絡協議会副会長 (平成 23 年 5 月 22 日～)
	笠 井 尚	中部大学教授
	加 藤 清 光	連合愛知尾張中地域協議会事務局長
	鬼 頭 真 理 子	公募委員
副 会 長	沢 登 文 治	南山大学教授
	鈴 木 良 和	公募委員
	野 田 葉 子	愛知県弁護士会
会 長	松 田 照 美	名古屋学院大学講師
	松 山 栄 司	春日井市小中学校 P T A 連絡協議会副会長 (～平成 23 年 5 月 21 日)
	山 尾 美 香	東海学園大学非常勤講師

(五十音順)

22春男女第141号
平成22年6月25日

春日井市男女共同参画審議会会長 様

春日井市長 伊藤 太

春日井市男女共同参画推進条例の規定に基づく「かすがい男女共同参画プラン」の改定等に係る調査審議について（諮問）

平成20年3月策定の「かすがい男女共同参画プラン（改定版）」の計画期間が平成23年度までであり、本プランを見直し改定する必要があるため、春日井市男女共同参画推進条例（平成15年春日井市条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

国が策定中の第3次男女共同参画基本計画の基本理念を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たなプランについての意見を求めます。

2 答申期限

平成23年9月30日

答申までの経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容
平成 22 年 9 月 1 日 (水) ～ 平成 22 年 9 月 30 日 (木)	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	
平成 23 年 1 月 12 日 (水)	第 4 回男女共同参画審議会	市民意識調査の結果について
平成 23 年 3 月 24 日 (木)	第 5 回男女共同参画審議会	市民意識調査報告書について
平成 23 年 5 月 27 日 (金)	平成 23 年度 第 1 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (体系)
平成 23 年 6 月 30 日 (木)	第 2 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (現状と課題)
平成 23 年 7 月 27 日 (水)	第 1 回男女共同参画審議会専門部会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 8 月 8 日 (月)	第 3 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 9 月 5 日 (月)	第 4 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)
平成 23 年 10 月 5 日 (水)	第 5 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)

春日井市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市男女共同参画推進条例(平成15年春日井市条例第9号。以下「条例」という。)第19条第9項の規定に基づき、春日井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 条例第19条第4項第2号に掲げる者のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長)及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委

員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

- 6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。